

平成26年1月10日
健康福祉部

報道機関各位

地域の見守り活動に関する協定締結式について

山形県では、日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い民間事業者と地域の見守り活動に関する協定を締結し、高齢者や障がい者などの要援護者や子どもの安全を見守り、適切な支援につなげ、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進しております。

このたび、生活協同組合共立社、生活クラブやまがた生活協同組合及び山形県ヤクルト協会と協力関係が整い、協定締結の合意が得られましたので、下記により締結式を行います。

つきましては、報道について特段のご配慮をくださるようお願いいたします。

記

- 1 日時 平成26年1月20日(月) 14:20～14:40
2 場所 県庁5階 501会議室
3 締結者

【県】

山形県知事

吉村 美栄子

【事業者、50音順】

生活協同組合共立社

理事長 松本 政裕

生活クラブやまがた生活協同組合

理事長 長谷部 玲子

山形県ヤクルト協会

会長 佐藤 恒治

4 協定に基づく事業者の協力事項

- ① 日常業務の範囲内における地域の見守り活動
② 日常の配達業務において、住民の日常生活に異変を感じた場合の市町村への連絡（緊急を要する場合は警察や消防に通報）
③ 市町村が行う孤立防止の取組みへの協力

(参考) これまでの協定締結団体

団体名	協定締結日
株式会社山形新聞社・山形新聞親交会	H24.12.27
社団法人山形県エルピーガス協会	H25.3.19
日本郵便株式会社東北支社	H25.5.17
ヤマト運輸株式会社山形主管支店	H25.6.10
計 4件	

※団体名は協定締結時点の名称を記載

【問い合わせ先】

山形県健康福祉部健康福祉企画課

課長補佐(地域福祉担当) 牧野 TEL 023-630-2274

【報道監】 健康福祉部次長 白田

「高齢者見守り活動」対応マニュアル

■行政と協力する高齢者見守り活動について

- (1) 対象は、生協共立社が行っている共同購入、灯油、夕食宅配、くらしのセンターの御用聞きや100円配達などを利用している高齢者（65歳以上）の一人暮らしや夫婦のみの世帯の方を基本としますが、緊急の場合には年齢、家族構成等は問わないものとします。
- (2) 生協共立社の配達担当者が組合員宅を訪問した際に、気になる事や異変があった場合、各自治体が指定する窓口への連絡を行います。

■気になる事や異変があった場合の連絡の流れ

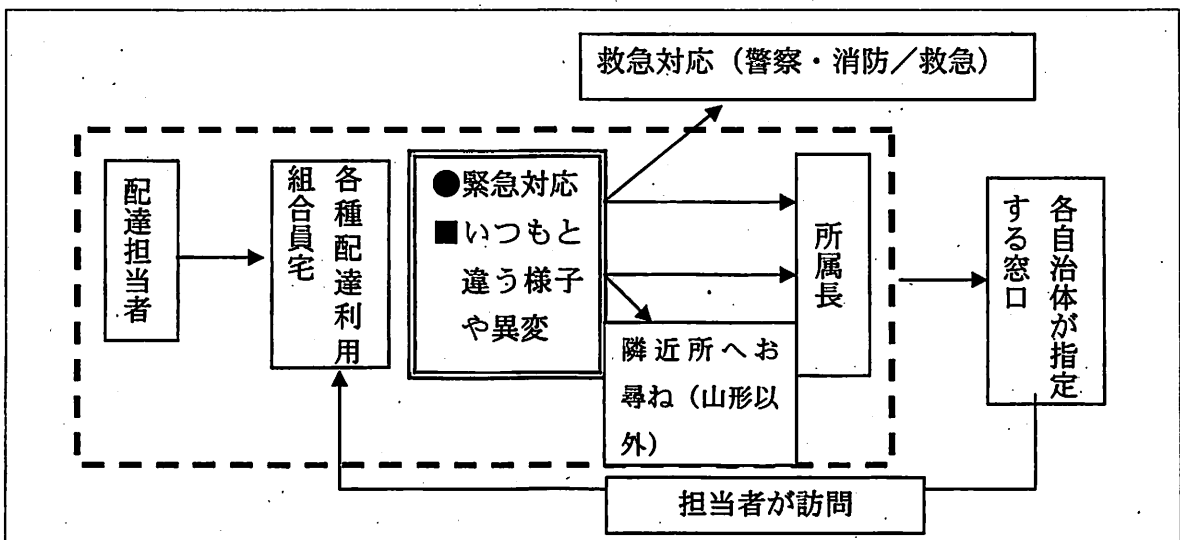
- (1) 配達担当者は、組合員宅を訪問した際に気になる事や異変があった場合、隣近所の方にお伺いしても不明なときは、所属長（または代行者）に連絡します。帰着を待たずに、その場で連絡します。

※但し、緊急事態の際は、担当者が直接警察や消防、救急を呼ぶ場合があります。

※業務用携帯貸与者以外で個人所有携帯を使用した場合、所属長は1回につき100円を費用として支払います。

- (2) 所属長（または代行者）は、行政への情報提供の必要性を判断し、各自治体が指定する窓口（役所の高齢者担当部署、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど）へ連絡します。当日連絡がつかない場合、「緊急対応」以外は翌営業日に速やかに再度連絡します。

また、必要に応じて所属長（または代行者）が指名した職員が現場に駆けつけます。



■連絡対象となる「いつもと違う気になる事」や「異変への気づき」の例

- (1) 前回（1週間前）の配達商品がそのままになっている。
 - (2) 配達時はいつも玄関に出て来られるのに、玄関に施錠もなく、お呼び出ししても応答がない。
 - (3) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
 - (4) 昼間なのに外灯がつけっ放し、日が暮れているのにカーテンが開いていて、灯がつけっ放しになっている。
 - (5) 多くのゴミが放置されたまま、異臭がする。
 - (6) 頻繁に同じ商品を大量に注文をするなどの行動にかたよりのある。
 - (7) 煩雑に罵声が聞こえる、物を投げる音がするなど、虐待の恐れがある。
- ※以上のようなことは、体調不良や認知症、または虐待の可能性あります。

■緊急性のある事態の例

- (1) 路上等で蹲っている、倒れている人を発見した場合。
- (2) 配達先の組合員が自宅で倒れている場合。
- (3) 自宅内からうめき声などが聞こえてきた場合。

★緊急連絡先：消防／救急＝119番 警察＝110番